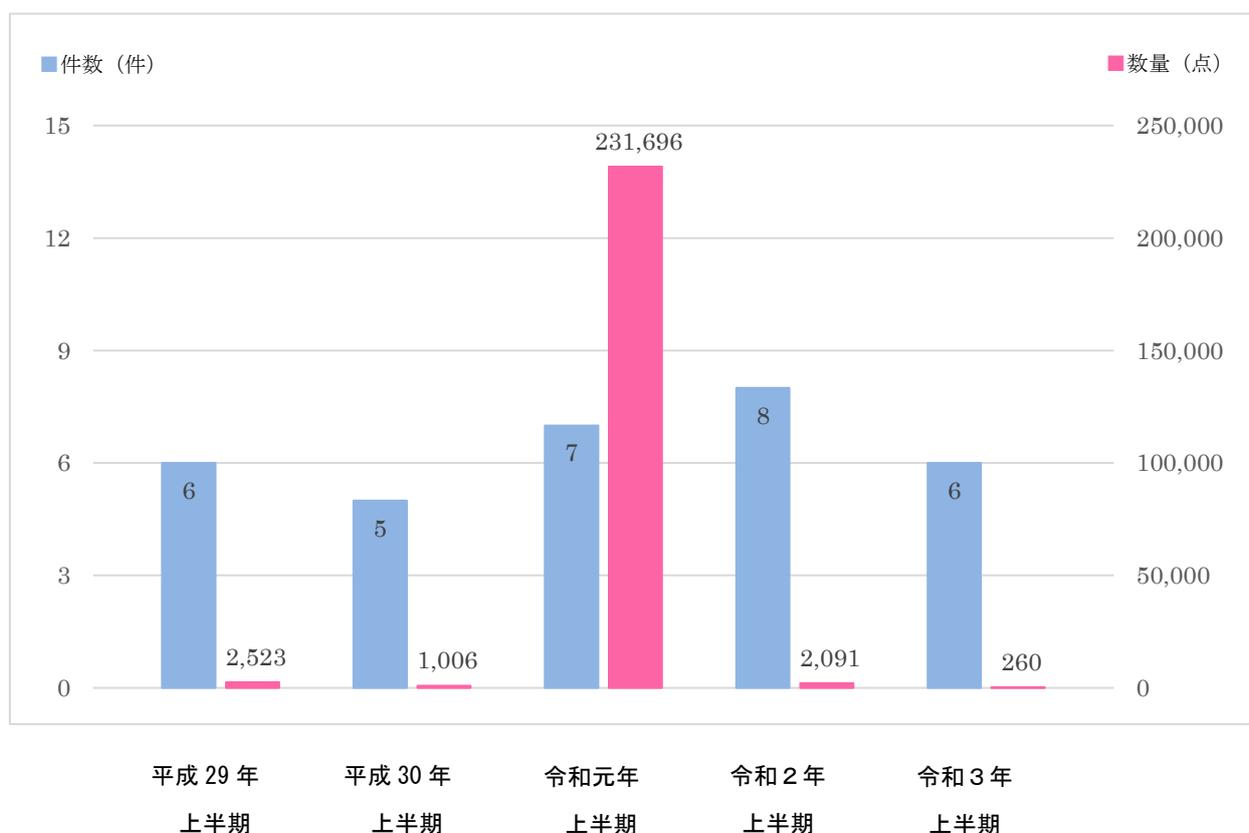


～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【令和3年上半期】

神戸税関は、令和3年上半期（1月～6月）の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成29年～令和3年（上半期））

令和3年上半期に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、6件（前年同期は8件）、260点（前年同期は2,091点）でした。



（注1）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（注2）令和元年上半期は、平成31年1月から令和元年6月を示します。

2. 知的財産侵害物品の取締りについて

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和 3 年上半期における差止めの状況

(1) 仕出国（地域）別

仕出国別の差止件数では、全て中国仕出しの 6 件であり、引き続き中国仕出しが多い状況となっています。

(2) 権利別

権利別の差止件数では、商標権を侵害するものが 5 件、意匠権を侵害するものが 1 件でした。

(3) 品目別

品目別の差止件数では、安全を脅かす危険性のある自動車及び付属品が 3 件、コンピュータ製品が 3 件、電気製品が 1 件でした。また、品目別の点数では、自動車及び付属品が 130 点、コンピュータ製品が 110 点、電気製品が 20 点でした。

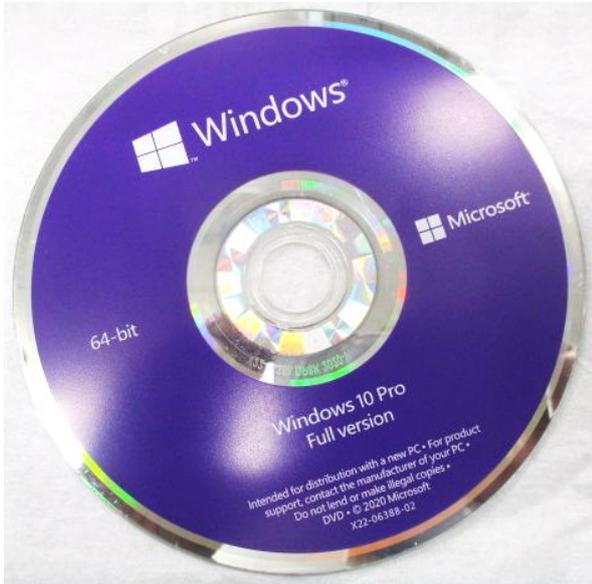
(注) 品目別件数は、1 事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため差止件数は一致しません。

【お問い合わせ先】

神戸税関 総務部税関広報広聴室
078-333-3028

【参考】神戸税関における差止品目例

DVD（商標権）



マイクロ SD カード（商標権）



イヤホン（意匠権）



税関知的財産啓発ポスター

「ニセモノだけど買っちゃった それ、ホントに大丈夫？」



本物そっくりだし…
だって安いし…
NICE
ネットで簡単に買えたし…
バシないでしょ…
誰にも迷惑かけてないし…
はんか面白いし…

ニセモノだけど 買っちゃった

それ、ホントに大丈夫？

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、**税関により没収され、日本への持ち込みができません**

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>
知的財産侵害物品 検索

特設サイトはこちら

No! 模倣品 海賊版
買う人は、失う人。

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

税関
Japan Customs